

令和元年 10月1日から

年齢に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもの利用料が**無償化**されます。

幼稚園、保育所、
認定こども園等を
利用する子ども

1

【対象者・保育料】

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもの保育料が無償化されます。

(注)3歳児クラス…4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス(年少)

- 幼稚園や認定こども園の[1号認定]の園児については、入園できる時期に合わせて、満3歳から保育料が無償化されます。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、[年収 360 万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費(おかず代・おやつ代)が免除されます。
- [第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、次のとおりです。

認定区分	多子カウント方法
1号認定子ども	小学校3年生までの最年長の子どもを第1子とカウントします。
2号認定・3号認定子ども	小学校就学前の最年長の子どもを第1子とカウントします。

- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。
- 子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注)年収 360 万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な保育料)も同様に無償化の対象とされます。

(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園等の
預かり保育を
利用する子ども

②

【対象者・保育料】

- 幼稚園や認定こども園の[1号認定]において、**預かり保育が無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

(注)通われている幼稚園等を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- **利用日数に応じて、最大月額 11,300 円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。**

認可外保育施設等を
利用する子ども

③

【対象者・保育料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から**「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- **3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは月額 37,000 円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは月額 42,000 円までの保育料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。また、市町村から確認を受けている施設のみとなります。

問い合わせ先 **日向市役所こども課**

電話

0982-52-2111